

20世紀初頭の鬱陵島社会¹

福原裕二

問題の所在

前史

鬱陵島社会

小結

問題の所在

筆者の居住する島根県浜田市所在の郷土資料館（浜田市浜田郷土資料館）には、江戸時代末期に日本人が竹嶋へ「渡海致すまじく候」を旨とし掲げられた下のような高札が展示されている。



「竹島渡海禁止の高札」浜田市浜田郷土資料館展示品を筆者が撮影

1 本稿は、第1回鬱陵島フォーラム（2010年8月6日）での報告「鬱陵島近代の初歩的考察」を、いくつかの資料を加えて加筆修正したものである。報告に対してコメントを下されたフォーラム参加者の方々に深く感謝する次第である。

もちろん、この高札により渡海を禁じられた「竹嶋」とは、現在、日韓両国の間で領有権が争われている竹島／独島〔以下、竹島〕のことではない。周知のように、現在の竹島は、江戸時代には日本人が松島あるいは松嶋と称しており、現在の韓国鬱陵島のことを磯竹島あるいは竹嶋と呼称していた。つまり、この高札は、いわゆる「天保竹嶋一件」²を契機に、異国である鬱陵島等へ日本人が赴くことを禁じる目的で掲げられたものである³。換言するなら、鬱陵島は江戸時代末期に日本人が渡海する可能性を秘めた場所であったということになる。

事実、その後年の幕末には、長州藩・長府藩や土佐藩の志士らによる竹嶋開墾・渡海が計画されたり、明治初年に至っては、日本各地の士族が竹嶋開拓の義を政府や東京府に提出したりしている⁴。また、その前後の時期である明治4（1871）年には、50人余りの人々が竹嶋（鬱陵島）「ニ渡り鮑烏賊ヲ漁シ」たと記録されている⁵。その後も断続的にはあるが、日本人がしばしば伐木や漁猟を目的としてそこに渡航していたことが判明しており⁶、明治35（1902）年頃の調査に依れば、朝鮮人人口3,340人に対し、日本人548名が鬱陵島に存在していた⁷。なお、同年には釜山居留地の警察署が日本人在住者の保護や取り締まりのために、警部以下巡査3名を鬱陵島に派遣したとされており⁸、この頃までには一定の日本人が鬱陵島に定住していたものと考えられる。

この後鬱陵島は、日本による朝鮮半島植民地化を契機に、大韓帝国から朝鮮総督府の管轄下に置かれることとなり、これを前後して日本人居住者数は1,000人を越え、植民地朝

2 いわゆる「天保竹嶋一件」について詳しくは、森須和男『八右衛門とその時代—今津屋八右衛門の竹嶋一件と近世海運—』（石見学ブックレット3）浜田市教育委員会、2002年を参照。

3 高札の内容は以下の通りである（高札とともに展示されている読み下し文に依る。なお、引用にあたっては、ルビ・注書きを略している）。「今度 松平周防守元領分 石州浜田松原浦に罷り在り候無宿八右衛門 竹嶋え渡海致し候一件 吟味の上右八右衛門其の外夫々厳科行はれ候 右嶋往古は伯州米子のもの共渡海魚漁等致し候といえども元禄の度 朝鮮国え御渡しに相成り候 以来渡海停止仰せ出され候場所にこれ有り 都て異国渡海の儀は重き御制禁に候条 向後 右 嶋の儀も同様相心得 渡海致すまじく候勿論 国々の廻船等海上において異国船に出会わざる様 乗り筋等心がけ申すべき旨 先年も相触れ候通り 弥々相守り 以来は（可）成たけ遠い沖乗り致さざる様 乗廻り申すべく候 右の趣 御料は御代官 私領は領主地頭より浦方村町とも洩れざる様触れ知らすべく候 尤も触書きの趣板札に認め高札場等に掛置き申すべきもの也 二月 右の通り 公儀従り仰せ出され候間御領分の者共堅く相守るべきもの也 浦奉行」。

4 森須和男「天保竹嶋一件裁決後の鬱陵島と日本人（一）」（第3回竹島／独島研究会：2010年7月23日における報告レジュメ）。なお、このことは、たとえば以下のような文献でも指摘されている。内藤正中『竹島（鬱陵島）をめぐる日朝関係史』多賀出版、2000年、121-132頁、小美濃清明『坂本龍馬と竹島開拓』新人物往来社、2009年、13-117頁。

5 「竹島へ出漁ニ罷渡候由探索」『朝鮮事務書 九冊』http://db.history.go.kr/front/dirservice/ibrowser/searchIpqData.jsp?pItemCode=sml&pStartPg=sml_ms_00209_0033&pEndPg=sml_ms_00209_0034、2011年1月6日アクセス。また、森須和男「天保竹嶋一件裁決後の鬱陵島と日本人（二）」（第4回竹島／独島研究会：2010年12月11日における報告レジュメ）。

鮮期を通じて約5,000人～10,000人の朝鮮人居住者とともに「共生」が営まれ、水産業を中心に発展（近代化）をみることになる。日本の敗戦（朝鮮解放）後も朝鮮人居住者数は増加の傾向を辿り、1970年代前半から半ばにかけては、30,000人余りの人口を擁するようになり、「韓国で1人当りの所得は1番高い」離島を形成するに至った⁹。

こうした日本とも関係深い沿革を辿ることのできる鬱陵島であるが、存外その近現代における史的展開については研究の状況が著しいとは言えない¹⁰。たとえば、鬱陵島開拓（1883年）を前後する時期の状況、植民地期を通じて水産業を中心に発展していく鬱陵島への近代漁業の伝播の過程やこれに介在した日本からの移住民の存在について、またそこでの日本人・朝鮮人居住者の暮らしぶりや社会の実態、植民地期の社会変容や自治、政府（朝

6 同上〔天保竹嶋一件裁決後の鬱陵島と日本人(二)〕。なお、このことは、次の資料からも明らかである。『蔚陵嶋一件録 第一部第三課』（山口県文書館所蔵、整理番号：戦前 A 土木 25）、「事項一〇 朝鮮國蔚陵島へ邦人渡航禁止ノ件」『日本外交文書』明治第十四卷、巖南堂書店、1951年、387-394頁、「事項一〇 朝鮮國蔚陵島ニ邦人渡航禁止ノ件」『日本外交文書』明治第十五卷、巖南堂書店、1951年、290-293頁、「事項一〇 朝鮮國蔚陵島ニ邦人渡航禁止ノ件」『日本外交文書』明治第十六卷、巖南堂書店、1951年、325-341頁、「事項六 朝鮮國開拓史從事官白春培ニ係リ萬里丸船長渡邊末吉ヨリ蔚陵島木材運賃請求一件」『日本外交文書』明治第十九卷、巖南堂書店、1952年、341-355頁など。

7 「韓国鬱陵島事情」外務省通商局編纂『通商彙纂』第234号、元眞社、明治35年10月16日、44頁。但し、同資料46頁に依れば、1900年の日本人越年者は99名、1901年の越年者は350名とあり、この頃の日本人人口として示される統計数字は、3月から9、10月頃までの一時滞留者を含む総計であると推定される。なお、これ以降の人口推移は、本誌本号所収の「〈資料〉20世紀前半の鬱陵島各種統計（第1版）」（以下、「鬱陵島各種統計」）を参照。

8 農商工部水産局編纂『韓国水産誌 第2輯』龍山印刷局、1910年、712頁。

9 鬱陵島島友会『鬱陵島島友会報』第9号、1973年5月15日、105頁。

10 無論、鬱陵島の近現代を叙述した研究が皆無であると言うわけではない。本稿で参照し注に挙げた研究のほかに、김호동『독도울릉도의 역사』경인문화사、2007年〔金皓東『独島・鬱陵島の研究』景仁文化社、2007年〕などがある。しかし、それら研究の多くは、日韓で領有権が争われている竹島／独島研究の一環としての観点が入り込んでおり、鬱陵島の人びとがそこで展開した社会史の叙述になっていない。そういう意味では、鬱陵郡庁が刊行した大著、울릉군지편찬위원회『鬱陵郡誌』울릉군、2007年〔鬱陵郡誌編纂委員会『鬱陵郡誌』鬱陵郡、2007年〕もその傾向から免れてはいない。わずかに、池田哲夫「鬱陵島の漁業」『暮らしのなかの技術と芸能—中国江西省と韓国鬱陵島—』（神奈川大学日本常民文化研究所調査報告 第19集）平凡社、2002年、145-169頁、영남대민족문화연구원『울릉도·동해안 이촌지역의 생활문화연구』경인문화사、2005年〔嶺南大民族文化研究所編『鬱陵島・東海岸漁村地域の生活文化研究』景仁文化社、2005年〕、전경수『울릉도 개척사 테마관광지 조성사업 사회민속조사 학술연구용약 결과보고서：학포를 중심으로 한 태하동의 사회인류학적 연구』작성일：2009년 9월 15일（미간행）〔全京秀『鬱陵島開拓史テーマ観光地造成事業社会民俗調査學術研究要約用役結果報告書：鶴圃を中心とする台霞洞の社会人類学的研究』作成日：2009年9月15日（未刊行）〕など、いくつかの研究は鬱陵島及びその生活者そのものを対象としているが、特定の領域・分野のみを論述しているという憾みがある。

鮮総督府）との関係、さらには解放後に如何にして水産業を柱に韓国でもっとも1人当たり所得の高い離島を形成することができたのか、加えてその際の日本の水産技術の継承と定着はどのようにして可能であったのかなど、とりわけ日韓関係史の側面からの鬱陵島研究は多くの空白を残していると言わざるを得ない。

筆者は鬱陵島研究に際し、以上のような問題意識と課題を認識するものであるが、本稿では今後の研究の基礎作業として、初歩的な調査結果を整理するにとどめたい。具体的には、日本人が鬱陵島に在住し始めた20世紀初頭のその社会を、とりわけその地における日本人と朝鮮人との関係・通商、商業・交通、農業、漁業の実態に注視しつつ素描する。その際に、同時代の資料でありながら、これまで余り利用されることがなかった『通商彙纂』（外務省通商局編纂）掲載の鬱陵島関連記事¹¹を中心に、比較的よく知られている『韓国水産誌』（農商工部水産局）などの資料を付加的に用いることで明らかにしたい。

前史

15世紀初めに鬱陵島へは、倭寇対策を目的に朝鮮王朝によりいわゆる「空島」政策が発令された¹²。これ以降、鬱陵島は名目上、朝鮮人居住者が存在しない場所となった¹³。だがその一方で、17世紀の約65年余りの間、日本人町人が藩からの経済的支援を得て、主にアシカ漁、鮑漁を目的に同島及びその周辺海域を利用していたことがあった¹⁴。ともあれ、この空島政策が名実ともに解除されるのは、明治初年以降に日本人がしばしば鬱陵島

11 本稿で用いる『通商彙纂』掲載の鬱陵島関係記事は、注6で挙げたもののほかに、「鬱陵島現況」外務省通商局編纂『通商彙纂』明治38年第50号、博文館、明治38年9月3日、「韓国鬱陵島事情」外務省通商局編纂『通商彙纂』明治39年第2号、博文館、明治39年1月13日、「鬱陵島ニ於ケル農工商ノ状況」外務省通商局編纂『通商彙纂』明治40年第51号、博文館、明治40年9月8日の発行年が異なる4つがある。それぞれ記事の表題は微妙に異なるものの、出所資料の明確な提示を行うため、注などで略記する場合には、『通商彙纂 M.35』、『通商彙纂 M.38』などと発行年により区別することにしたい。

12 前掲、『竹島（鬱陵島）をめぐる日朝関係史』19頁。

13 「名目上」と記したように、空島政策が発令されて以降も鬱陵島へと渡る朝鮮人はあとを絶たなかった。度重なる政府の出陸命令、刷還にもかかわらず、渡島し居住する朝鮮人は続いたようで、この空島政策は、「発令後それほど年数も経過していない時期から、すでに名目だけのものになっていた」という。このことに関しては、同上、18-23頁に詳しい。

14 この日本人町人とは、鳥取藩領米子町人大谷・村川両家のことである。大谷・村川両家は、幕府から鳥取藩主あてに発給された「竹島渡海免許」の写を携行し、寛文2（1625）年から元禄4（1691）年までの約65年間余、毎年2月～7月ごろの時期を選び、数か月間鬱陵島に滞留しながら採取・漁撈活動を行った。池内敏「17-19世紀鬱陵島海域の生業と交流」『歴史学研究』第756号、2001年11月、23-26頁。

へ伐木や漁猟を目的に渡島したことを契機とする。

1881 年初め頃、鬱陵島を捜討していた官員によって無断伐木していた日本人 7 名が摘発される。この情報は江原道觀察使を経て政府へ報告され、報告を受けた統理機務衙門は、日本政府に対し日本人の不法な伐木を禁じるよう抗議すること並びに鬱陵島檢察使に李奎遠を任命して現地へ赴かせ、地形と防備の問題を詳細に調査させて、その報告を待って空島政策を如何にするか対応を行うこととした¹⁵。李奎遠は鬱陵島踏査後、復命を行うとともに、開拓を行うにあたってはまず入居を許可し、その集まり具合如何により対応を行うべきであること、日本人の無断伐木が続いているのを日本政府に抗議すべきであることを国王に建議した¹⁶。国王はこれを受け入れ、1882 年 6 月に政府に対して鬱陵島開拓を指示した。政府は鬱陵島開拓のための具体的な方針を策定するとともに、同年 8 月末に島長を任命した。鬱陵島開拓事業は、江原道觀察使、開拓事業を主管する地方官に委嘱された平海郡守、そして鬱陵島長の陣容で取り組まれることとなり、内陸民の鬱陵島入居は 1883 年 4 月頃から始まった¹⁷。こうして、鬱陵島に対する空島政策は終焉を迎えることになるのである。

ところで、鬱陵島開拓事業に伴って入島した人びとは、『光緒九年四月 日 鬱陵島開拓時船格糧米雑物容入仮量成冊』及び『光緒九年七月 日江原道鬱陵島新入民戸人口姓名年歳及田土起墾數爰成冊』という二つの資料¹⁸によって、その数が把握される。とりわけ、後者の資料に依れば、入島者の氏名、年齢、本貫等も明らかとなる。これによって、開拓当初時の入居者の陣容やその出身地、開拓の様子もある程度理解される。だが、これより先の 1881 年には、江原道から朝鮮人 4 名が渡島し、協力しながら山間を開拓して島地を

15 송병기 『제정판 울릉도와 독도』 단국대학교출판부, 2007 년, 135 쪽 [宋炳基 『再訂版 鬱陵島と独島』 東国大学校出版部, 2007 年, 135 頁]。

16 同上, 145-146 頁。

17 政府の鬱陵島開拓に対する具体的な方針とは以下の通りである。(1) まず民を募集して開墾を行い、5 年目から徴税を行うようにすれば自然と聚落が形成されることになろう、(2) 嶺南・湖南の漕ぎ船を鬱陵島で建造できるよう許しを与えるなら、人口が増加するであろう、(3) 管領を行うものがなければ、様々な弊害を防ぐことが困難であるから、堅実で仕事に能力のある人を檢察使に請い、さしあたり島長に任命し派遣する、(4) 鎮を設置するのは先送りにして、島長にこれに関する対策を前もって講じさせるよう、江原道觀察使に指示する。なお、島長には慶尚道咸陽出身の士族全錫奎が任命された。同上, 150-152 頁。

18 いずれも、ソウル大学校奎章閣所蔵の資料であるが、韓国の国会図書館でもその複写を入手することができる(「奎章閣所蔵 独島関連資料」 図書請求記号: 독도 951.99 ㄱ 467 c.2)。本稿で利用したのも国会図書館で入手した複写資料である。なお、二つの資料名の日付の空欄はママ。また、前者の資料に依れば、鬱陵島開拓事業に伴って入島した第一陣は 30 余名であるという。

つくり、農耕を営んでいた事実がある¹⁹。この指摘は、管見の限りこれまでなされておらず、興味深い事実であろう。

鬱陵島はこうして、明治初年に至り日本人がしばしば渡航して伐木・漁猟活動を行う場所であるとともに、これよりやや遅れて1880年代初めに朝鮮政府の指示によって開拓事業が進められ、朝鮮人が居住する場所となった。ここに鬱陵島における日本人と朝鮮人との交流が開かれることになる。

鬱陵島社会

（1）日本人定住の経緯

朝鮮政府による鬱陵島開拓事業を契機として、内陸の朝鮮人が鬱陵島へ居住するようになると、そこに赴いていた日本人との交流の端緒が開かれることとなったことは想像に難くない。しかし、当時の鬱陵島に赴いていた日本人は、必ずしもそこに定住していたわけではない。多くの日本人は、伐木、漁猟活動の時期を選び滞在した一時居留者であった。それでは、いつ頃から日本人は鬱陵島に定住するようになったのであろうか。

明治25（1892）年には、隠岐より製材者数名が鬱陵島に渡航し、仮小屋を構え永住するようになった²⁰。あるいは、日本人が鬱陵島に定住するようになった契機は甲午の役（1894-95年）であり、その後に多数の日本人が来島するようになるのは、明治29（1896）年頃からである²¹。ちなみに、この頃の渡島者は、伐木、製材を目的としつつ、その他にとりもち製造、しいたけ製造、物品交換などの事業を行っていた²²。ここに引用した二つの資料の記述は若干異なるものの、明治35（1902）年現在、現住者で製材兼鍛冶業を営んでいる島根県平民脇田庄太郎以外に初航者はおらず、鬱陵島に在住する日本人のすべてはここ7、8年の渡島者であるとする記録と重ね合わせると²³、明治初年以降、伐木と漁猟を目的に渡島した人びとはそのほとんどが一時居留者であり、1890年代中頃から新たに伐木と製材を目的に渡島してきた人びとを嚆矢として、日本人が鬱陵島に定住し始めたと考えてよいであろう。その後、上述した通り、明治35（1902）年になると、釜山居留地

19 「本島韓民ハ古來永住ノ者ナク今（1902年：引用者注）ヲ距ル廿一年前江原道ヨリ始テ 季周、金大木、卞敬云、田士日ノ四名渡航シ同行者ハ協力以テ山間ヲ開拓シ島地ヲ作りテ農耕ヲ業トセリ」。前掲、『通商彙纂 M.35』43頁。なお、同資料にはその翌年（1882年）にも江原道江陵地方から黄鐘海、崔島守、田士雲、金花淑、洪奉堯、李孫八の6名と全羅道地名不詳から張敬伊の計7名が鬱陵島へ移住してきたことが記録されている。

20 同上、45頁。

21 前掲、『韓国水産誌』711頁。

22 同上。

23 前掲、『通商彙纂 M.35』45頁。

の警察署が鬱陵島在住日本人の保護と取り締まりのために警部以下巡査3名を派遣した。

(2) 朝鮮人の居住状況

鬱陵島開拓事業に伴う朝鮮人の入居の始まりからほぼ20年を経た明治35(1902)年頃、朝鮮人居住者は、戸数556戸、3,340人にまで膨らんでいた。それらは、三々五々散住し、わずかに羅里洞や天府洞に集住して暮らしていた²⁴。しかも一部の朝鮮人は、沿道からはほとんど認識することができない山腹の凹所に部落を形成していた²⁵。そこでの日本人との通商によって、日常的に燐寸を利用して灯りをとるまでは、鷗に似た郭鳥から油を取り、ランプを使用して生活していた²⁶。

また、朝鮮人の人びとの多くは農業を専業とし、その余暇に若布や海苔などの採取を行っていた²⁷。後述するように、在住日本人が烏賊漁を行うようになると、これを見習い、漁業を営むものも現れ始めた²⁸。さらに、朝鮮人の中には書堂を設けて子供たちを集め、「孔孟の教」を教授するものも少なくなかった。こうした朝鮮人は日本人から見ると、総じて淳朴質素で、人情温厚誠実な人びとであった²⁹。

(3) 日本人社会の状況

鬱陵島へ日本人が定住し始め、多数の日本人が来島するようになると、中には「不良の徒」が入り込むこともあった。そこで、明治30(1897)年4月には、「在留者ノ安全ヲ保持スル為メ」に日商組合会が組織され、明治34(1901)年7月には日商組合規約が制定された。組織された当初は2名の幹事が取り締まりを行っていたが、人口増加と「無智文盲」による「日々紛擾」、「兇器ヲ携へ暴行ヲ加へ他人ノ物件ヲ強奪」するような凶暴な状況が生じるようになったことから、規約の制定を余儀なくされたのである³⁰。

この日商組合会の規約及び活動の概要は次の通りである。すなわち、組合長1名、副長1名、有給(月25圓)の取締を1名置き、このほか名誉職議員13名を置く。組合長以下3名は議員による選挙によって選び、議員は一般組合員による選挙によって選出する。なお、一般組合員になるための入会には韓錢100文が必要であった。また、日商組合会は、民事、刑事訴訟の裁判(合議裁決)と賞罰(拘置監)を行い、犯罪の重いものは直近の警察署に護送した。朝鮮人らの物件を窃取したり、畑物を荒らしたり、婦女子に対して卑猥

24 同上、44頁。

25 前掲、『通商彙纂 M.39』28頁。

26 前掲、『通商彙纂 M.40』23頁。

27 前掲、『通商彙纂 M.39』28頁。

28 前掲、『韓国水産誌』710-711頁。

29 前掲、『通商彙纂 M.35』44頁。

30 前掲、『通商彙纂 M.35』45頁。

な言動を行ったものには退韓も命じた。このほか、船舶には積荷目録、乗船名簿を提出させた上で出入港を許可する業務を行った。日本人がもっとも集住する道洞には、匿名投書函を設けて、犯罪、紛争や伝染病患者の隠匿を防ぐのに活用した。こうした活動を日々行う組合会は、毎月40圓を超えない範囲で組合員に割当される組合費用により維持された³¹。以上の概観からでも分かるように、鬱陵島在住日本人らは島の社会の秩序維持に尽力し、同じく鬱陵島に在住する朝鮮人らとの関係を損なわないよう配慮していた。

しかし、明治35（1902）年1月に前組合長が率いる組合員中の3/4にあたる人びとが組合会を脱退する事件が巻き起こり、その後商取引や私行の場において、残った組合員と脱退員との間で反目する事態が生じた。だが、同年4月に警察官駐在所が設置されたのを契機に脱退員は組合会に復帰し、従前の状態に回復した³²。ここから明らかな通り、釜山居留地の警察署から日本人在住者の保護や取り締まりのために、警部以下巡査3名が鬱陵島に派遣されたのは、日商組合会を舞台とし、鬱陵島在住日本人を二分した対立事件に起因していたのである。なお、明治40（1907）年末には、この日商組合会は廃され、その後継団体として会員数450名を擁する日本人会が組織された³³。

（4）日本人と朝鮮人との関係及び通商

ここまでの整理から理解されるように、鬱陵島へは1880年代初めから朝鮮人が定住するようになり、その後10年余り遅れて日本人が定住するようになった。それでは、定住する両者の関係は如何なるものであったのだろうか。

恐らく、日本人が定住し始めた頃であろうが、朝鮮人社会には農務所という組織があり、在住日本人からすれば、商業上の間接的な妨害を加える存在であった³⁴。当初は朝鮮人がすでに居住しているところに、日本人が定住し始めたことから、両者の関係は必ずしも良好ではなかったであろう。しかし、明治35（1902）年までには農務所が解散したものと考えられ³⁵、明治39（1906）年当時には商務所という別の朝鮮人組織が存在したものの、この組織は日本人の商取引に便宜を与える存在であるとみなされ、こうして日本人と朝鮮人との関係は概ね円滑であったと考えられる³⁶。明治38（1905）年2月には、日商組合会が貿易品取締規約を制定し、輸入品の乱売と諸物価の暴騰を防いで、日本人と朝鮮人との

31 同上、45、47-50頁。

32 同上、45頁。

33 前掲、『韓国水産誌』712頁。

34 前掲、『通商彙纂 M.39』28頁。

35 「彼我貿易上ニ於テモ曾テ紛擾ヲ醸シタルコトナク在留本邦人トハ常ニ直接ノ関係ヲ有スルニヨリ至リ圓滑ナリトス」との記述からの類推。前掲、『通商彙纂 M.35』44頁。

36 前掲、『通商彙纂 M.39』28頁。

円満な取引を図った³⁷。

このように、日本人と朝鮮人との通商上の取引は頻繁に見られたが、存外日本人間の取引はほとんど見られなかった³⁸。日本人商家の顧客は9割方が朝鮮人であり、商品代価は大豆1升が日本貨4銭で取引された。日本人は朝鮮人に商品を売却する場合に、仕入れの10割、20割の利率を掛け、しかも大豆収穫期までの利子として2、3割を取っていた。これに対して日本人は暴利を恐れ、商家から購入せず、直接日本から需用品を購入していたからである³⁹。朝鮮人はこの「暴利」に対して苦情を呈するものがなかった⁴⁰。ちなみに、そうした朝鮮人が日本商家から買い付ける需用品は、主に木綿、金巾、石油、燐寸、陶器、打綿、紡績糸、素麺であった⁴¹。

(5) 鬱陵島の交通と商業

上で、鬱陵島在住日本人は直接日本から需用品を購入すると記したが、遅くとも1900年代初めには鬱陵島と日本の間、3月から8月にかけて、馬関（下関）、境（港）、濱田、隠岐（西郷港）より和船が往復していた⁴²。その際、在住日本人が輸入する主な需用品は、酒類、砂糖、白米であった⁴³。これらを中心に、木綿、金巾、蓆（たばこ）などの一部は釜山から送られることもあったが、白米、木綿、石油、麦、酒類、砂糖、縄ひ、燐寸、雑貨、醤油、打綿などの7割は境港から輸入されていた。なお、下関、博多からの輸入は極めて少なかった。一方、鬱陵島から日本への輸出品のほとんどは伯耆境港へ送られた。往々にして、下関や博多、釜山などへも送られることがあった⁴⁴。そうした反面、鬱陵島と朝鮮半島本土間の交通はなく、従って朝鮮人は1年間に2、3度和船を雇い、蔚山や釜山へ大豆を輸送し、需用品を売買していた⁴⁵。また、在住日本人の中には29隻の帆船を保有するものがあり、各地各所と鬱陵島を結び、輸出入品の輸送の便を図っていた⁴⁶。

このようにして、鬱陵島では商品が流通していたが、島内の売買における現金取引は稀で、大豆が代用貨として使用されていた⁴⁷。その相場は、明治39（1906）年頃の時点で、

37 同上、29頁。

38 前掲、『通商彙纂 M.40』23頁。

39 同上。

40 同上。

41 同上。

42 前掲、『通商彙纂 M.35』46頁。

43 前掲、『通商彙纂 M.40』24頁。なお、この時期の輸入状況については、「鬱陵島各種統計」〔表16-1〕および〔表16-2〕を参照。

44 同上。なお、この時期の輸出品目については、「鬱陵島各種統計」〔表16-1〕および〔表16-2〕を参照。

45 前掲、『通商彙纂 M.35』47頁。

46 前掲、『通商彙纂 M.39』29-30頁。

47 前掲、『通商彙纂 M.35』46頁。

大豆5升に対し、韓銭80文であった。但し、日本人が朝鮮人より物品を購入あるいは大豆と交換する際には、大豆5升（1升＝日本貨6銭5厘）に対し、韓銭100文の差別的な相場が定められていたようである⁴⁸。

（6）鬱陵島の農業と牧畜

次に、鬱陵島の農業であるが、その従事者はほぼ朝鮮人であったと言ってよい⁴⁹。すでに、1900年代中頃には、開拓に便利な土地は皆無であり、海浜より1、2里は山腹に至らなければ土地はなかったため、在住日本人は敢えて開墾の労をとろうとしなかったのかもしれない⁵⁰。ともあれ、農業に従事した朝鮮人は、鬱陵島は灌漑が悪く、米の産出には適さないことから、大麦、大豆、馬鈴薯、唐黍などを生産し、大麦、唐黍、馬鈴薯を常食とした⁵¹。この農業において特筆すべきは、鬱陵島の大豆は、朝鮮半島本土に比して良質であったとされていたことである。従って、上述したように、大豆は商品取引の代用貨とされただけでなく、朝鮮人にとっての主要な輸出品でもあった。

また、牧畜については、それに従事するものは在住する日本人、朝鮮人を問わず皆無であった⁵²。しかし、飼養や食用に供するために牛馬などは存在していたと思われるが、その数は判然としない。なぜなら、資料によって大幅な記述の違いが見られるからである。たとえば、ある資料は全島に14頭の飼養牛があるのみで、馬は1頭もいないと記載しているのに対して、別のある資料は全島に牛が耕作用に5,000頭、馬は1頭もなく、食用として豚が約200頭、野羊が約400頭で、鶏は各戸に必ず4、5匹は飼養されていると記録しているからである⁵³。

（7）鬱陵島の漁業

上述した農業に対して、鬱陵島の漁業は、その従事者のほとんどが日本人であった。在住朝鮮人の中で漁業に従事するものはわずかであり、漁具も不完全であり、需要を満たすには至らなかった。一方、在住日本人の漁夫は輸出するまでには至らないが、需要を満た

48 前掲、『通商彙纂 M.39』29頁。なお、この時期の物資価格、代用貨大豆の交換レートについては、「鬱陵島各種統計」[表17-1]および[表17-2]を参照。

49 同上、34-35頁。及び、前掲、『通商彙纂 M.35』51頁、『通商彙纂 M.38』49-50頁。なお、この時期の在住朝鮮人の職業分布状況については定かでないが、在住日本人の職業分布状況については、「鬱陵島各種統計」[表14]を参照。

50 前掲、『通商彙纂 M.39』29頁。

51 同上、28頁。

52 同上、29頁。

53 前者は、同上。後者は、前掲、『通商彙纂 M.40』22頁。

す程度には余裕があった⁵⁴。とはいえ、その際の漁業とは比較的機械化が進んだ烏賊漁、鮑漁、天草の採取のことである。また、鮑も天草も在住日本人が従事することは少なく、毎年5月から9月に至る期間、熊本県の天草や島根県の隠岐、三重県の志摩地方から海士・海女や水夫が機船や蟹船で渡島し採取を行った⁵⁵。

烏賊漁は、上述したように、明治初年頃には鬱陵島に渡島した日本人がその周辺海域で行っていたことが明らかであるが、在住日本人がこの漁獲を始めたのは明治36（1903）年になってからだという⁵⁶。なお、在住朝鮮人が日本人に習い烏賊漁を始めたのは明治39（1906）年のことであるとされる⁵⁷。この年は烏賊が大漁であり、在留民が挙って従事し、隠岐地方からも漁のために渡島したのが多いとされるから⁵⁸、この大漁を契機にして朝鮮人らが烏賊漁に参入したのかもしれない。ともあれ、烏賊は鬱陵島の輸出重要品であり、鰯に加工され、島外に搬出された⁵⁹。なお、5月から7月にかけて捕獲されるものを夏烏賊、7月から9月にかけて捕獲されるものを秋烏賊と言い、烏賊の漁期は9月をもって終了したという⁶⁰。

鬱陵島におけるその他の漁業の中心は、海苔と若布の採取である。これらは在住朝鮮人の独占事業であったようで、とりわけ若布は島の至る所に産するものの、朝鮮人の貴重な財源であることから、日本人がこの採取に従事すれば、悶着が想定され、それで1900年代半ばまでは着手されなかった⁶¹。但し、1900年代後半になると、事情は不明であるが、日本人も従事するようになった⁶²。また、海苔は例年11月から翌年の3月にかけて全島一帯に発生し、在住朝鮮人婦女子によって採取される。これらのみならず、全羅道三島からも韓船が渡島してきて採取を行った。こうして採取された海苔は朝鮮半島本土に輸出された⁶³。

以上のような漁業に使用される漁船は、これを必要とする各自が木挽、木出人夫を雇い入れて材料を採取し、船大工を雇い製造した。こうして明治38（1905）、39（1906）年に

54 前掲、『通商彙纂 M.39』34頁。

55 同上、33頁。及び、前掲、『通商彙纂 M.38』50頁、『通商彙纂 M.40』21頁。

56 前掲、『韓国水産誌』714頁。

57 同上。

58 前掲、『通商彙纂 M.40』21頁。

59 前掲、『通商彙纂 M.39』33頁。

60 同上。但し、前掲、『韓国水産誌』715頁は、烏賊の漁期を5月から11月にかけての7か月間であるとしている。

61 同上、33-34頁。

62 但し、日本人単独で従事するものはない。前掲、『韓国水産誌』715頁。

63 前掲、『通商彙纂 M.40』21頁。なお、この時期の鰯や海苔、若布など水産物の輸出累計については、「鬱陵島各種統計」〔表16-3〕を参照。

は小廻船及び漁船40隻余が製造された⁶⁴。また、明治42（1909）年末現在、漁船は朝鮮人所有の帆船が30隻、採藻に使用する小舟が200隻、日本人所有の普通漁船が120隻、合計350隻という状況であった⁶⁵。

鬱陵島の漁業に関連して、最後に鬱陵島から現在の竹島へ出漁していた事実を指摘しておく。明治35（1902）年頃には、鬱陵島に滞留していた日本人が松島と称する現在の竹島へ鮑を採取するために出漁していた⁶⁶。しかし、当時の鬱陵島漁業者の多くは、上述したように、天草、隠岐、志摩地方から来島した人びとであったことから、出漁していた日本人が在住者であったかどうかは不明である。ちなみに、竹島は飲料水が乏しく、出漁するにしても4、5日を経て帰島した⁶⁷。また、明治37（1904）年頃には、「ランコ島」（現在の竹島）に棲息する、「トド」と称する海獣（ニホンアシカ）を捕獲する事業が「鬱陵島民」により始められた⁶⁸。これに従事する島民は30人ほどおり、4月から9月に至る6か月間、猟手及び水夫など約10人が1組となって漁船1隻に乗り込み、1日平均約5頭を捕獲した⁶⁹。これについても、「鬱陵島民」（出漁者）が在住日本人であったと即断はできない。だが、明治37（1904）年4月から6月及び明治38（1905）年4月から6月の鬱陵島の輸出品に、海獣（トド）皮が計上されていることから⁷⁰、恐らく在住日本人による事業であったのではないかと推測される。

（8）鬱陵島のその他の産業

最後に、そのほかの鬱陵島の産業について略述しておく。上述したように、明治初年以降、日本人が鬱陵島に渡島したその魅力は、そこに産出される良質な木材であった。しかし、1900年代後半には、木材は日本人が濫伐したために、巨木、良材はほとんど取り尽くされた状況であった⁷¹。それでも槻材や栴材、白檀などは鬱陵島の主要輸出品の一つであり、製材は大豆と並び、鬱陵島唯一の財源であった⁷²。その製材は、在住日本人の木挽商が行い、搬出は朝鮮人夫があたった⁷³。

また、養蚕は、明治38（1905）年までは鬱陵島在住日本人の2、3人が原紙2、3枚を

64 同上、24-25頁。

65 前掲、『韓国水産誌』716頁。

66 前掲、『通商彙纂 M.35』46頁。

67 同上。

68 前掲、『通商彙纂 M.38』50頁。

69 同上。

70 同上。

71 前掲、『通商彙纂 M.40』21頁。

72 前掲、『通商彙纂 M.39』30,33頁。

73 同上、33頁。

飼養しているに過ぎなかったが、同島で機織りが盛んになると、翌年には原紙 20 枚程を輸入して良好な飼養成績を上げることになり、さらに翌年には原紙 60 枚以上を輸入し飼養する、成長産業であると見込まれている⁷⁴。これに加えて、製塩業もわずかながら存在している。これに従事するのは専ら在住朝鮮人であり、全島に塩田が 15 か所ほど存在する。そこで産出される塩の品質は、朝鮮半島本土のそれよりも精良である。元々、食塩は日本から鬱陵島に輸入される主要品目の一つであったが、1900 年代後半には日本で塩が専売化されて高騰してきたため、鬱陵島で供給される食塩はほとんどが自給品に変わってきているという⁷⁵。

小結

以上、『通商彙纂』に掲載された鬱陵島関連記事を整理する形で、20 世紀初頭の鬱陵島社会を素描してきた。ここでは、鬱陵島における日本人の定住年代がほぼ特定され、その後の日本人と朝鮮人居住者の関係の一端が明らかにされた。また、鬱陵島に在住し始めた日本人がそこでどのような社会秩序を形成し、在住朝鮮人とともに如何なる産業を創出してきたのか、初歩的な事実が抽出された。さらに、従来未解明であったいくつかの事実も発掘してきた。

こうして 20 世紀初頭の鬱陵島社会を俯瞰してみると、すでに 1900 年代前半には、一定の自治や刑事が整えられ、その後半には物流、交通、基礎的な農漁業やその他産業が活発に展開されていたことが理解される。言い換えれば、離島という区切られた空間の中で、日本人と朝鮮人は比較優位的かつ秩序維持的に分業を行いつつ共生を営んでいたのではないかと思われる。但し、よく知られているように、本稿で検討対象とした 1900 年と言えば、大韓帝国勅令第 41 号により、鬱陵島は鬱島と改称され郡に昇格し、それに伴い従来の島監が廃され郡守とする措置がとられた事実がある⁷⁶。つまり、明らかに大韓帝国の版図である鬱陵島に日本人が大挙し、そこに定住していたのである。大韓帝国政府及び台霞洞に郡庁を構えた郡守は、日本人の存在をどのように考え、それが日本人と朝鮮人の「共生」に如何なる影響を与えたのであろうか。そもそもなぜ、日本人が鬱陵島に定住し始めていた 1900 年に鬱陵島に関わる勅令が発出されたのであろうか。これらの点については今後の課題としたい。

74 前掲、『通商彙纂 M.40』22 頁。

75 同上、22-23 頁。

76 大韓帝国勅令第 41 号については、さしあたり、宋炳基・朴容玉・徐柄漢・朴漢高編著『卷末近代法令資料集Ⅱ』대한민국국회도서관, 1971 年、227-228 쪽 [宋炳基・朴容玉・徐柄漢・朴漢高編著『卷末近代法令資料集Ⅲ』大韓民国国会図書館, 1971 年、227-228 頁] を参照。

『北東アジア研究』第21号（2011年3月）

本稿は、財団法人福武学術文化振興財団 平成21年度「歴史学・地理学助成」による研究成果の一部である。

キーワード 鬱陵島（鬱陵島）、日韓関係史、日本海（東海）、通商彙纂、竹島（独島）

(FUKUHARA Yuji)